

名古屋市立大学病院消防用設備等点検業務委託仕様書

1 趣旨

本仕様書は、令和 8 年度名古屋市立大学病院消防用設備等点検業務委託に係る別表 1 に定める施設を対象とした業務内容について定めるものとする。

2 消防用設備等の定期点検

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、消防用設備等の性能を正常かつ円滑に稼働できるよう完全に維持するため、次に掲げる事項及びこれに付随する一切の業務を行うものとする。

(1) 業務の実施

別紙に定める消防用設備等について、機器点検及び総合点検を消防法で定められる回数実施するものとする。また、点検対象消防用設備等を図面と照合すること。

(2) 業務実施の記録及び報告

業務を実施した場合は、下記により消防庁長官の定める消防用設備等点検結果報告書（点検票含む）を速やかに提出するものとする。

ア 消防法施行規則第 31 条の 6 第 3 項に規定される消防署長への報告期間に該当しない防火対象物の場合

当該報告書を 2 部作成のうえ、委託者に提出すること。

イ 消防法施行規則第 31 条の 6 第 3 項に規定される消防署長への報告期間に該当する防火対象物の場合

当該報告書を 1 部委託者に提出し、委託者の承認を受けること。その後、委託者を所管する消防署に 2 部提出し、消防署の受付印押印済みの当該報告書 1 部及びその複写物 1 部を委託者へ提出すること。

(3) 消防用設備等の整備

(1) の点検を実施するに当たり、別表 2 の範囲内の物品について、消防用設備等の機能を維持するために整備することが必要であると判断するときは、対象物品数、配置図、整備が必要である理由等をまとめた書面により委託者へ報告すること。整備が必要と判断した物品については、費用を受託者の負担として、整備を行うこと。

(4) 再委託の原則禁止

受注者は、原則として業務の一部を第三者に委託してはならない。ただし、直接処理することが困難、もしくは再委託が効果的なものとして、委託者の承認を得た業務については再委託することができる。この場合契約者に再委託届を提出するものとする。なお、再委託に関することは受注者が責任を全て負うこと。

3 防火対象物点検

消防法第8条の2の2の規定に基づき、防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項について、次に掲げる事項及びこれに付随する一切の業務を行うものとする。

(1) 業務の実施

別表1に定める施設のうち、消防法施行令第4条の2の2に該当する施設について消防法施行規則第4条の2の6に定める防火対象物の点検基準に基づく法定点検を実施するものとする。

(2) 業務実施の記録及び報告

業務を実施した場合は、消防庁長官が定める防火対象物点検結果報告書（点検票含む）を、委託者に1部提出し、委託者の承認を受けた後、委託者を所管する消防署に2部提出し、消防署の受付印押印済みの当該報告書1部及びその複写物1部を委託者へ提出すること。

4 防災管理対象物点検

消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の2の規定に基づき、防災管理上必要な業務その他火災以外の災害で消防法施行令第45条で定めるものによる被害の軽減のために必要な事項について、次に掲げる事項及びこれに付随する一切の業務を行うものとする。

(1) 業務の実施

別表1に定める施設のうち、消防法施行令第46条に該当する施設について、消防法施行規則第51条の14に規定する防災管理点検の点検基準に基づく法定点検を実施するものとする。

(2) 業務実施の記録及び報告

業務を実施した場合は、消防庁長官が定める防災管理点検結果報告書（点検票含む）を、委託者に1部提出し、委託者の承認を受けた後、委託者を所管する消防署に2部提出し、消防署の受付印押印済みの当該報告書1部及びその複写物1部を委託者へ提出すること。

5 共通事項

- (1) 業務を実施する場合は、必ず消防法で定められた消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者がこれにあたるものとする。
- (2) 受託者は、業務代理人（前項に規定する資格を有する者であること）を定め、その旨を委託者が指定した様式により、契約締結後14日以内に委託者へ提出すること。
- (3) 点検に先立ち、点検を実施する者の名簿、資格者証の写し及び社会保険証の写しをあらかじめ委託者へ提出すること。また、点検を実施する者を変更する場合も同様と

する。

- (4) 業務に従事する際、名札、腕章を常時着用するほか、消防設備士免状又は総務省令で定める資格の免状を携帯し、立会人から指示があった場合は速やかに提示すること。
- (5) 2(1)、3(1)及び4(1)に定める法定点検業務の実施日と点検時間については、次の通りとする。
 - ア 別表3に定める期間の初月までに点検実施日を委託者、受託者双方調整し、期間内に点検を実施するものとする。受託者は、日程調整後、各施設の点検実施日を一覧にした書面を、委託者へ速やかに提出すること。
 - イ 点検時間は、原則平日8時45分から17時15分の間とし、これによらない場合は委託者と協議のこととする。
 - ウ 病院という性質に鑑み、かかる業務に支障がない様に配慮するとともに、受託者は点検実施日を厳守すること。実施日の範囲内で、点検項目を変更する場合は、委託者と協議すること。
- (6) 点検に必要な工具器具等は受託者の負担とする。
- (7) 点検の際は、各施設職員に注意事項を確認し、その注意事項を遵守すること。
- (8) 点検等の際に判明した故障原因等委託者の管理上必要と認める事項について、その都度委託者に助言と指導を行うものとする。
- (9) 特殊消火設備及び自家発電設備については、当該設備に精通した者が点検を行うこと。
- (10) 受託者は、全ての業務において、消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれらに基づく告示等の定めに従い実施すること。
 - ア 消火器全数の設置状況、表示、標識、外形点検及び、抜き取り抽出した消火器の機能点検は、2回/年(6ヶ月ごと)行うものとする。
 - イ 内部及び機能の確認を要する粉末消火器については告示にあるとおり、抜き取り方式で行うものとする。
 - (ア) a 別紙の施設ごとに、消火器全数の外形点検において本体、安全栓、安全栓の封の緊結部等に異常が認められたもの、製造年より5年を超えた蓄圧式消火器のうち小型、大型それぞれ古いものより10パーセントを抜き取り抽出したものについて消火器の内部及び機能の確認を行う。
 - b 抜き取り方式で行う消火器の点検については、過去の消火器管理票による機能点検の実施状況を確認し、順次古いものより行うものとする。なお、それぞれ内部及び機能の確認を実施したものうち、50パーセントについて放射能力試験を行う。(ただし、車載式のもの除く)
 - (イ) 小数点以下は切り上げて、計算すること。
 - (ウ) 消火器の抜き取り方式により、欠陥が認められない場合はそのロットは良とし、欠陥が認められた場合は、欠陥試料と同一メーカー、同一容量、同一製

造年のもの全数について、欠陥項目を再点検すること。

ウ 二酸化炭素消火器にあつては、質量を測定して確認するものとする。

エ 不活性ガス消火設備点検時は通気試験及びダンパーの開閉点検も行うこと。

オ 屋内消火栓設備でホースを設置した日より10年を経過したものは3年ごとに耐圧試験を行うものとする。ただし、耐圧試験を行うホース等については、過去の管理表による耐圧試験の実施状況を確認し、行うものとする。

カ 連結送水管で配管を設置した日より10年を経過したものは3年ごとに耐圧試験を行うものとする。また、ホースを設置した日より10年を経過したものは3年ごとに耐圧試験を行うものとする。ただし、耐圧試験を行う連結送水管等については、過去の連結送水管等管理表による耐圧試験の実施状況を確認し、行うものとする。

キ 非常放送設備の点検は担当者と協議の上、原則非常起動で行うこと。

(11) 蓄圧式消火器の放射能力試験を行ったもの及び蓄圧式消火器のうち内部及び機能の確認を行ったもの、外形点検で本体容器に変形や腐食等があるもの、また製造年より10年を経過した消火器を、消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれらに基づく告示等に定める規格の表示方式に適合した新品の蓄圧式消火器に交換するものとする。

(12) 二酸化炭素消火器の質量測定を行い異常があるものは、消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれらに基づく告示等に定める規格の表示方式に適合した新品の二酸化炭素消火器に交換するものとする。

(13) 自家発電設備は、平成30年6月1日改正の点検基準に従い、総合点検時に疑似負荷装置により、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間(判定方法に係る項目を確認する時間)連続運転を行い、確認すること。

ア 運転中に漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、以下の項目について運転が正常であること。

イ 運転中の煙突から吐き出される排気色が極端な黒色、白色でないこと。

ウ 運転中に原動機排気出口より、消音器を経て建物等の外部に至るまでの排気系統に排気ガスの漏れのないこと。

エ 運転中の記録がすべて製造者の指定値範囲であること。

(14) 消火器本体及び、薬剤等の廃棄処分について、受託者の負担により行う。

(15) 点検業務に必要な官公署への請願申請に要する費用は、受託者の負担とする。

(16) 委託者を所管する消防署への報告書等の提出は延滞なく行うこと。

(17) 受託者は、消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれらに基づく告示等が改正され、消防用設備等の定期点検、防火対象物点検、防災管理対象物点検等の点検内容が変更されることを把握した場合は、速やかにその内容を委託者へ情報提供する。

(18) 受託者は、病院敷地内及び周辺道路において喫煙しないこと。

- (19) 受託者の活動拠点が名古屋市内にあり、資格責任者及び資格点検者による点検ができる組織体制ができていること。
- (20) 受託者は、必要に応じて委託者が作成した次年度の仕様書に係る精査や助言等を行うこと。
- (21) 受託者は、点検当日に作業完了報告書を立会人へ提出すること。その後、本学施設の不備をまとめて、委託者へ速やかに報告すること。
- (22) 前項の報告においては、対象物品数、配置図、整備が必要である理由等をまとめた一覧を書面により報告すること。

区分	名古屋市立大学病院						
所在地	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1						
施設名称	用途 (※1)	報告期間 (※2)	直近の報告 年度	次回 報告年度	防火対象物 点検	防災管理対象 物点検	延床面積 (㎡)
西棟	16項イ	1年	R07	R08	対象	対象	13,955.36
病院(病棟・中央診療棟)	6項イ	1年	R07	R08	対象	対象	66,489.74
病院(外来診療棟)							10,315.54
病院(東棟)	6項イ	1年	R07	R08	対象	対象	1,694.02
病院(救急災害医療センター)	6項イ	1年	R08	R09	対象外	対象外	

※1 消防法施行令別表第1に規定される用途

※2 消防法施行規則第31条の6第3項に規定される報告期間

別表2 整備対象範囲（仕様書2（3）関係）

区分	整備の対象	整備の方法
消火設備	消火器標識、封印シール・ピン類、安全栓類、放射テスト用の泡又は粉末等の薬剤（加圧ボンベ含む）、送水口用保護板類、送水口用リング	取替又は調整
警報設備	発信機、発信機保護板類、電鈴	
避難設備	救助袋固定環蓋、救助袋誘導綱、蛍光管、点灯管	
消防用水	採水口用保護板類、リング	
消防活動上必要な施設	送水口用保護板類、送水口用リング、蛍光管、点灯管	
共通部品等	ヒューズ類、ビス類、電球類、表示灯	

（注） 整備の対象が次の（1）から（5）のいずれかに該当する場合は、整備の対象から除くものとする。

- （1） 高所等保守のために特別な技術（足場組立等）を要するもの
- （2） 電算機制御システムに組み込まれているもの
- （3） 訓練等における使用によるもの及び故意により損壊されたもの
- （4） 予備品
- （5） その他特別な物品で、製造中止等その調達が著しく困難なもの

別表3 点検期間（仕様書5（5）ア関係）

区 分	内容及び方法	期 間
第1回業務	機器点検及び総合点検並びにこれらに付随する整備。	5月～9月
第2回業務	但し、第1回業務で総合点検を行い、第2回業務で機器点検を行うものとする。 なお、点検日程等は各施設職員と協議し決定するものとする。受託者は、日程調整後、各施設の実施日を一覧にした書面を、委託者へ速やかに提出すること。	10月～2月

名古屋市立大学病院の消防用設備等

対象施設の消防用設備等の数量については、対象施設ごとに集計する。

消防用設備等の数量を示す別紙の一覧

- | | |
|--|------|
| ・ 消火器 | 別紙 1 |
| ・ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備 | 別紙 2 |
| ・ ガス漏れ火災警報設備、非常放送設備、警報設備、避難器具、
誘導灯（誘導標識）、無線通信設備 | 別紙 3 |
| ・ 連結送水管、消防用水、水噴霧等、非常電源専用受電設備、
非常コンセント | 別紙 4 |
| ・ 特殊消火設備 | 別紙 5 |
| ・ 自家発電設備 | 別紙 6 |

施設名称	消火器種別																	区分合計		蓄圧式 製造5年超～9年以内 そのうち年20%(1回10%) 抜取り数				製造10年超					
																				総本数	1回目		2回目						
			2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	点検本数	放射能力試験 実施本数				点検本数	放射能力試験 実施本数							
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7								小計		粉末 消火器 合計				
名古屋市立大学病院	西棟	粉末	10型	蓄圧式	0	0	0	3	34	4	9	7	13	7	12	6	3	98	98	10型	蓄圧式	98	57	6	3	6	3	0	
	病院(病棟・中央診療棟)	粉末	10型	蓄圧式	0	0	20	30	52	56	45	22	89	51	35	14	18	432	438	10型	蓄圧式	432	205	21	11	20	10	20	
			20型	蓄圧式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	0	6		20型	蓄圧式	6	0	0	0	0	0	0	
		強化液	3型	蓄圧式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3		-	強化液3型	蓄圧式	3	0	0	0	0	0	0
			8型	蓄圧式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0		4	-	強化液8型	蓄圧式	4	0	0	0	0	0
	病院(外来診療棟)	粉末	10型	蓄圧式	0	0	0	1	21	2	2	2	5	5	8	2	4	52	52	10型	蓄圧式	52	28	3	2	3	2	0	
	病院(東棟)	粉末	10型	蓄圧式	0	0	0	0	0	0	0	1	3	9	2	1	2	18	18	10型	蓄圧式	18	1	1	1	0	0	0	
		強化液	3型	蓄圧式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	-	強化液3型	蓄圧式	1	0	0	0	0	0	0	
合計	粉末	10型	蓄圧式	0	0	20	34	107	62	56	32	110	72	57	23	27	600	600	10型	蓄圧式	600	291	31	17	29	15	20		
		20型	蓄圧式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	0	6	6	20型	蓄圧式	6	0	0	0	0	0	0		
	強化液	3型	蓄圧式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	4	-	強化液	3型	4	0	0	0	0	0	0		
		8型	蓄圧式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	4	-	強化液	8型	4	0	0	0	0	0	0		

屋内消火栓設備 ※一部屋外消火栓を含む

【令和8年度仕様書】

キャンパス	施設名称	加圧送水装置	消火栓箱	起動スイッチ	表示灯	表示盤	呼水装置	放水試験	製造10年を越えるホース (耐圧試験対象)	ホース					
										製造年	本数	前回の耐圧試験実施年	次回耐圧試験実施年度	R8年度耐圧試験該当ホース	
桜山 (川澄)	西棟	1	21	21	21	0	0	1	42	2003	42	R05	R08	42	西棟
	病院(病棟・中央診療棟)	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0	病院(病棟・中央診療棟)
	病院(外来診療棟)	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0	病院(外来診療棟)
	病院(東棟)	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0	病院(東棟)
	合計	1	21	21	21	0	0	1	42		42			42	

スプリンクラー設備

【令和8年度仕様書】

キャンパス	施設名称	加圧送水装置	起動装置	ヘッド	操作盤	アラーム弁 (流水検知装置)	圧力 スイッチ	一斉 開放弁	表示盤		呼水装置	送水口	連動試験	補助 散水栓	手動起動装置 (手動開放弁)	音響装置	表示灯	炎感知器
桜山 (川澄)	西棟	1	1	1,797	1	7	8	0	1		0	1	1	0	0	0	0	0
	病院(病棟・中央診療棟)	2	2	5,676	2	52	54	0	2		2	18	2	241	230	230	230	0
	病院(外来診療棟)	1	1	1,214	1	8	9	4	1		1	4	1	34	33	33	33	20
	病院(東棟)	0	0	158	0	2	2	0	1		0	0	0	5	0	2	2	0
	合計	4	4	8,845	4	69	73	4	5		3	23	4	280	263	265	265	20

自動火災報知設備

【令和8年度仕様書】

キャンパス	施設名称	受信機	11回線 以上10 毎	差動 スポット	差動分布	定温 スポット	光電 スポット	光電分布	炎感知器	アナログ 式 熱感知器	自動試験機 能付 熱感知 器	アナログ式 煙感知器	自動試験機 能付 煙感知 器	発信機	地区音響ベル	消火栓 起動装置	常用電源	非常電源	表示機	11回線 以上10 毎	表示灯
	西棟	1	4	321	0	30	129	0	0	0	0	0	0	21	21	0	1	1	0	0	0
	病院(病棟・中央診療棟)	1	23	70	0	112	44	0	0	0	225	0	2,544	240	0	0	3	3	1	0	0
	病院(外来診療棟)	0	0	0	0	0	6	0	20	0	10	0	422	34	0	0	0	0	0	0	0
	病院(東棟)	0	0	2	0	0	1	0	0	0	2	0	71	5	0	0	1	1	1	0	7
	合計	2	27	393	0	142	180	0	20	0	0	237	0	3,037	300	21	5	5	2	0	7

ガス漏れ火災警報設備

【令和8年度仕様書】

キャンパス	施設名称	受信機	10回線毎	検知器 (警報器付)	中継器	音声警報 装置	スピーカー	ガス漏れ表 示灯	常用電源	予備電源
桜山 (川澄)	西棟	1	0	1	0	0	0	0	1	1
	病院(病棟・中央診療棟)	1	3	32	0	0	0	0	1	1
	病院(外来診療棟)	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	病院(東棟)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	2	3	34	0	0	0	0	2	2

【令和8年度仕様書】

		非常放送設備								警報設備				
キャンパス	施設名称	増幅機200 W以下	200W以上 100W毎	自火報運 動	遠隔操作 器	スピーカー	音量調整 器	非常電話	常用電源	非常用電 源	操作装置	起動装置	音響装置	表示灯
桜山 (川澄)	西棟	1	1	0	0	275	0	0	1	1	0	0	0	0
	病院(病棟・中央診療棟)	1	0	1	1	1,853	941	64	1	1	0	0	0	0
	病院(外来診療棟)	0	0	0	0	398	212	16	0	0	0	0	0	0
	病院(東棟)	0	0	0	0	42	30	2	0	0	0	0	0	0
	合計	2	1	1	1	2,568	1,183	82	2	2	0	0	0	0

【令和8年度仕様書】

		避難器具					誘導灯(誘導標識)		無線通信設備					
キャンパス	施設名称	緩降機	斜降式袋	垂直式袋	金属はしご	固定はしご (避難はしご)	誘導灯	誘導標識	保護箱	端子	増幅器	分配器	空中線	同軸 ケーブル
桜山 (川澄)	西棟	0	0	0	0	0	134	0	0	0	0	0	0	0
	病院(病棟・中央診療棟)	0	0	0	0	12	685	33	4	8	0	12	7	100
	病院(外来診療棟)	0	0	0	0	0	108	37	0	1	0	0	0	0
	病院(東棟)	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	3	12	950	70	4	9	0	12	7	100

連結送水管

【令和8年度仕様書】

キャンパス	施設名称	ポンプ	操作盤	格納箱	起動用 スイッチ	表示灯	表示盤	送水口	放水口	配管 設置年度	配管耐圧 実施年	次回配管耐圧 実施年度	耐圧系統数	ホース 設置年度	ホース 耐圧 実施年	次回ホース 耐圧実施年 度
桜山 (川澄)	西棟	0	0	0	0	0	0	1	8		R06	R09	1	—	—	—
	病院(病棟・中央診療棟)	1	1	24	4	0	0	8	65	2003年	R05	R08	0	2024年(6本)	—	R17
	病院(外来診療棟)	0	0	0	0	0	0	0	4	2003年	R05	R08	0	2013年(1本)	R6	R9
	病院(東棟)	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	0	2014年(1本)	R7	R10
	合計	1	1	24	4	0	0	9	77				1	2003年(66本)	R05	R08

【令和8年度仕様書】

キャンパス	施設名称	非常電源専用受電設備						非常コンセント		水噴霧(連結放水設備)				
		低圧 配分電盤	高圧300 KVA以下	高圧1000 KVA未満	過電流 継電器	地絡継電 器	鉛12V	単相100V	三相200V	吸水口	採水口	送水口	噴霧ヘッド	
桜山 (川澄)	西棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
	病院(病棟・中央診療棟)	0	0	0	0	0	0	36	0	0	1	0	0	
	病院(外来診療棟)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
	病院(東棟)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	0	0	36	0	ポンプ有り	3	0	0	

特殊消火設備

【令和8年度仕様書】

キャンパス	施設名称	種別	区画名	設置業者	設置方式	蓄圧式							起動用ガス容器等				選択弁			操作管・逆止弁	起動装置				警報装置		制御盤		放出表示灯	噴射ヘッド	防護区画		非常電源(内蔵型)	(別置電源)				
						消火薬剤貯蔵容器		消火剤量	容器弁開放装置			指示圧力計	起動用ガス容器		本体		開放装置		手動起動装置		自動起動装置		外形	音声警報	周囲の状況	外形	電気式	ガス式			開口部の自動閉鎖装置	外形						
						周囲の状況	外形		外形	電気式	ガス式		外形	ガス式	外形	電気式	ガス式	電気式	ガス式		煙	定温式													その他	煙	定温式	その他
						状況	形状		形状	電気式	ガス式		形状	電気式	ガス式	形状	電気式	ガス式	形状		電気式	ガス式													形状	電気式	ガス式	形状
桜山 (川澄)	西棟	ハロゲン化物 消火設備(1301)	電気室、機械室、自家発電機室		全域	B1Fハロンボンベ室	55.5kg	7本	よー020号	ガス圧式	7個		2.1% /1.0kg	3本	3個		65A×1,50A×1,40A×1		3	6φ 銅管	入口横×5個	5		19個			スピーカー×3個 サイレン×3個	1	B1F監視室	壁掛型	13個	16個	シャッター閉×3個 モーターダンパー×4個 排風機停止	ダンパー		蓄電池設備 24V 38Ah		
	病院(病棟・中央診療棟)	不活性(窒素)	B2FCVCF室、B2F電気室(1)、B2F電気室(2)、B2F自家発電機室、B2F中央監視室、3Fマンシ室、6F電気室	能美防災(株)	全域	B2F消火ポンベ室	20.3m3/83%	43本	(認)×43個		43個		CO2 2.1% /1.0kg	7本	(認)×7個		7個		7個	4φ	埋込型×9個		47個	82個			スピーカー×7個	1	B2F消火ポンベ室	自立型	露出型×21個	SA型×35個 PNE型×8個	空調停止、自家発停止	ピストンリレー×24個		蓄電池設備		

自家発電設備

【令和8年度仕様書】

キャンパス	施設名	設置業者	原動機製造者名	型式等(原動機)	発電機製造者名	型式等(発電機)	KVA	方式	始動用蓄電池	蓄電池製造者名	型式等(蓄電池)	充電装置製造者名	型式等(充電装置)	供給する設備名	燃料の種類別	形式	容量(%)
桜山(川澄)	西棟	三菱電機(株)	三菱重工業(株)	S16N-PTK No.0153	三菱電機(株)	LYDS-809	1000	ディーゼル	/					屋内消火栓設備・スプリンクラー設備	A重油	別置	1950
	病院(病棟・中央診療棟)(1基)	三菱電機(株)	川崎重工業(株)	M1A-23 No.KHI-6420074	三菱電機(株)	GT/G 6600V 2000KV A	2000	ガスタービン	○	(株)ユアサコーポレーション	MSE-200	(株)ユアサコーポレーション	GTFC 60-40	非常エレベーター・加圧防煙ファン・非常電源設備	A重油	別置	50000

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。